

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項の規定に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和元年 10 月 29 日

豊後大野市長 川野 文敏

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

清川町 2 地区（更新）

対象地域：上泉、下泉、石原

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和元年 10 月 24 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況

【経営体数】

法人 3 経営体

個人 4 経営体

集落営農（任意組織） 組織

4. 3 の結果として、当該区域に中心経営体が十分いるかどうか

中心経営体はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯団を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

担い手の高齢化、認定農業者の減少、農業後継者不足等が進んでいる。

今後の地域農業のあり方として、地区農家が行政、農業委員会、土地改良区、JA 等と連携し、以下のこと取り組む。

① 区内の担い手への集積及び流動化の推進

- ・認定農業者が経営規模の拡大、利用集積が図れるよう努める。
- ・新規就農者等が農業で自立できるよう優良農地を貸し出すなど地域で育てる。
- ・市外からの参入者については、地域の担い手と十分利用調整し、耕作放棄地、遊休農地を活用する。

②新たな担い手（新規就農者等）の確保

③園芸作物の産地化及びブランド化

④遊休農地を活用した農地集積及び輪作体系の構築

- ⑤機械化体系による規模拡大と効率的な農業生産体制の確立
- ⑥水田については、集落営農の組織化及び法人化の推進
- ⑦農地、農道などの維持管理

7. 実質化した人・農地プランであるかどうか
実質化した人・農地プランではない